

**事務所通信・スターダスト 2014年9月**

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下

さい！ [hoshikawa@gyosei.or.jp](mailto:hoshikawa@gyosei.or.jp)

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-

10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

## 1 通信送付のご挨拶

新涼のみぎり、貴社ますますご発展のほどお喜び申し上げます。7、8月と本当に駆け抜けるような速さで日々過ぎていった感があります。その中で世間の好況感を少しだけ感じています。開業4年目として充実の時を迎えているという感じもしますが、自分ではまだまだと思っています。個人営業での限界点はまだ先にあり、法人化などこの先を見つめながら日々努力して参りたいと思います。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



## 2 近況のお知らせ

### (1) 行政書士法の改正について

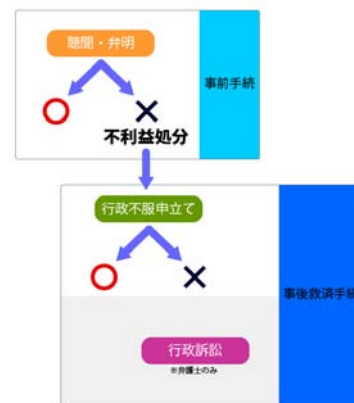
6月20日、国や地方自治体の行政処分に対する不服申し立て手続きの代理業務を行政書士が請け負えるようにする改正行政書士法が可決、成立しました。来年度には実際に施行されます。当事務所も代理業務を担えるように、研修を受け「特定行政書士」の資格を取得する予定です。

では、行政処分に対する不服申し立て手続きの代理とはどういうことでしょうか。

許認可申請を行い、その結果不許可になった件で、納得がいけないと思った場合、行政に不服を申し述べることができる（事後救済手続き）ことです。この申し立ての代理を私たちが担うことができるようになったのです。

行政不服申し立ては実際どの程度行われているのでしょうか。年間3万9千件（国・地方公共団体合計：認容率7%程度：平成21年度）もあるのです。意外に多いと感じたのでは。そのうち裁判所に提訴されたのは約4千件です。弁護士業務はそのうち約1割でそれ以外は私たち行政書士が代理権を担える可能性があります。

許認可の代理をした案件についての代理権という限定されたものでありますが、今まで以上に皆様のお役に立てる機会が増えるものとなります。詳細についてさらに本紙でお伝えしていきたいと思っております。



### (2) 葛南支部の会社法務・国際業務研究部を主催しました

30日、当事務所代表が世話人を務める、行政書士会葛南支部会社法務・国際業務研究部会の第2回を船橋勤労市民センターにおいて開催しました。今回は社会福祉法人の設立について当支部桑本博会員を講師に迎えて会員に向けて保育所を運営する法人設立の体験談をお話ししていただきました。

### (3) 船橋市への請願に向けた動きを行いました

7日、当事務所代表は、行政書士政治連盟千葉会の政策委員として、「非行政書士による行政書士行為の排除に対す

る請願」のために船橋市役所を訪れ、大矢敏子議員と市議会事務局にお会いし、請願の趣旨説明、請願に向けての具体的な打ち合わせを行いました。本請願は、昨年度は千葉県議会で可決され、今年度は、千葉市柏市船橋市（政令市中核市）での議会に働きかけを行っています。国民の安全性、利便性に資するために、本請願を千葉県全域に広げるよう今後も議会に向けた動きを行っていきます。

### 3 業務インフォメーション

#### 1) 車庫証明・自動車登録・出張封印ならお任せ下さい！

当事務所は、車庫証明・自動車登録（変更、移転）などの自動車関連手続き業務を多数行っております。お引っ越しなどをして、まだ自動車の登録の変更をしていないなんてありませんか？

登録に必要な車庫証明から自動車の登録変更、名義変更、ナンバープレートの交換、出張封印（千葉県内）などを迅速に、リーズナブル価格で対応いたします。通常では、平日2日以上かかってしまう作業です。信頼できる行政書士に是非ともお任せください。

親族間、友人間で車を売買したものの登録の変更が面倒で放置してしまっている方、個人から会社に車を譲渡したあるいはその逆を行った場合等をご紹介ください。

#### 2) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします



御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。また、建設業等で決算変更届の提出が必要な会社様の届出も迅速に対応いたします。

#### 3) 電子定款の作成をお受けしております

当事務所では、電子定款など書類の電子署名をし、印紙税（4万円）の節約をさせていただくサービスを行っております。電子署名はソフトウェアの導入、システムの設定もご自分でする場合はとても面倒です。会社設立の定款作成、定款認証を当事務所ではリーズナブルな価格で行っています。

合同会社の定款作成（電子定款）も承っています、ご相談ございましたら是非！

#### 4) 市川での起業を支援します

当事務所では、上記の会社設立の手続き、許認可申請や各種自治体の起業支援制度のご案内を含めた、市川での起業を積極的に支援しております。私がおもっている専門家人脈のご紹介や主催する異業種交流会への案内を含めて、起業前、起業後も継続的にサポートをして参ります。

起業しやすい、新しい事業が生まれる町、市川になるようにしたいという私自身の開業時に立てた目標に向けてこれから一歩ずつ動き出します。



**気になったらすぐにお電話を 047-322-5239**